

学校法人石田学園 内部統制システム整備の基本方針

本法人は、2025（令和7）年4月14日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 寄附行為及び理事会並びに評議員会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確にして、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ② 寄附行為並びに役員及び評議員任用規程に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書取扱規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ④ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. 危機（リスク）管理に関する体制

- ① 学校法人石田学園「危機管理規程」「危機管理委員会規程」「事業継続計画」等を整備し、危機管理に関する役割権限、対応方法等を明確にする。
- ② 個人情報保護規程及び個人情報に関する諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- ④ 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、関係規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、関係規程等を整備する。
- ② 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、組織規模、事業内容、監査上のリスク、その他学校法人固有の事情を考慮し、監事、監査体制について、理事長と協議し、理事長は当該支援体制を整備する。
- ② 監事は、寄附行為に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。

- ③ 監事は職務の適正性を確保するために、内部監査室と連携する。
- ④ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事及び内部監査室長が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑤ 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事又は職員等は、不正な目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑦ 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払または償還、債務の債権者に対する弁済を請求したときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

附則 本方針は 2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する